



今月のことば

*Words of the Month*

## もし、あの時

日本弁理士会副会長

青木 博通

### 1. 商標法条約外交会議 (1994 年)

1994 年の商標法条約外交会議 (スイス・ジュネーブ) に日本弁理士会の代表 (オブザーバー) として出席した。

外交会議の前に合計 6 回の専門家会合が開催されており (1989 年~1993 年)、当初は各国商標制度の実体・手続の調和を狙ったが上手くいかず、途中から、手続を中心とした調和について議論をし、やっと外交会議までこぎつけた。

しかしながら、外交会議では、EU のような政府間機関に独立した投票権を認めるか否かで暗礁に乗り上げてしまい、会議は中断することになった。学生時代に大学移転問題でロックアウトになったことを思い出した。

当時の EU (15 か国) に独立した 1 票を認めるが、15 票 + 1 票で、15 票を超えないとする案等様々な解決案が提案されては、否決された。

このままだと条約は成立しないのではないかと思われたが、投票権の条項も含めた総会の規定を削除することにより、1994 年 10 月 27 日に条約は全会一致で採択された。

まさかこの手にでるとは思わなかった。WIPO のロビーで開催された条約成立のお祝いパーティーでは、各国出席者から本条約成立の背景などを伺いパテント誌に掲載した。

その後、シンガポール商標条約外交会議 (2006 年) で、総会の規定が設けられ、政府間機関の投票権問題も解決した (23 条)。長期的にみれば、この問題は解決すると読んでいたのかもしれない。

### 2. 海外調査 (1995 年)

日本では、40 年ぶりの意匠法の大改正の準備が進められていた。

1995 年 12 月に知的財産研究所・意匠委員会委員として、意匠法改正ための比較法的情報を入手するため、真夏のオーストラリア、シンガポールと真冬の英国、ドイツで意匠制度を調査することになった。

この頃、日本の産業財産権法の改正は、知的財産研究所で海外の法制度を調査・研究し、審議会へというパターンになっていた。

オーストラリアでは、特許庁 (キャンベラ)、法律改革委員会 (シドニー)、特許事務所 (シドニー)、法律事務所 (メルボルン) でインタビューを行った。

同行した別所弘和研究員 (本田技研工業より出向) と「今日のインタビューは、こんな内容で、この点とこの点が日本にない点で参考になりますね」などと話をしながら、夕食に向かい、ホテルに戻ると二人で録音を聞きながらレポートをまとめた。

別所研究員には、いままでの知的財産研究所における意匠法改正の議論、また、スペアパーツの保護をめぐる欧州における議論やロビー活動等について分かりやすい説明を受け、意匠法に関するレベルを高めることができた。

法律改革委員会は、オーストラリア司法長官の選任したテーマについて調査を行う。意匠法改正も調査の対象で、すでに2つの分厚い各国比較レポートがでており、評判が良かった。報告書の85%以上が法律になるようである。類似する意匠を後から登録する制度の案などについてご教示頂いた。

その後（2003年）、オーストラリアは、意匠法を改正し、登録前審査主義から登録後審査主義に移行した。

シンガポールでは、英国意匠権の効力がシンガポールへ自動的に及ぶことになっていたが、シンガポールにおいて新規性がない場合には意匠権の保護は否定されることになることを法律事務所でもうることができた。その後（2000年）、シンガポールでは独自の意匠法が制定された。

欧州は、欧州共同体意匠規則ができる（2001年）前であり、各国独自の意匠制度をとっており、デザイン保護の多様な考え方をみつけることができた。

英国特許庁では、新規性の陳述、登録意匠権と非登録意匠権、スペアパーツの保護、欧州共同体意匠規則制定の動向などを伺った。

ドイツのマックスプランク研究所では、他の機関から依頼を受けた満田重昭千葉大学教授、斎藤博筑波大学教授、土肥一史福岡大学教授、佐藤恵太中央大学助教授と合流し、商標法、意匠法の権威である Annette Kur教授に無審査寄託制度をとるドイツ意匠法の現状やスペアパーツの保護についてご教示頂いた。佐藤恵太助教授の助手論文は意匠法であり、雑誌「法学新報」に「意匠保護法制の再検討」という比較法ベースの論文を連載されていた。

帰国すると、知的財産研究所・意匠委員会で報告したが、知的財産研究所では、初めて中山信弘東京大学教授とお会いし、初対面の高部眞規子東京地裁判事、田村善之北海道大学助教授、井上由里子筑波大学助教授と同じ意匠委員会に所属することができた。

### 3. 40年ぶりの意匠法大改正（1996年から1998年）

1996年からは日本弁理士会意匠委員会委員長として、40年ぶりの意匠法改正に関与することになり、意匠法改正の要望書を1997年3月に土屋博審査第一部長へ提出した。

要望書作成にあたっては、上述の海外調査で得ることができた知見に助けられた。

1997年に入り、意匠法改正は、意匠制度検討ワーキンググループと審議会で検討されることになった。

ワーキンググループは、中山信弘東京大学教授が委員長となり、牧野利秋東京高裁裁判長、定塚誠最高裁事務総局行政局参事官（オブザーバー）、松尾和子弁護士、吉原省三弁護士、斎藤瞭二弁理士（元意匠課長）の他、田村善之北海道大学助教授、井上由里子筑波大学助教授、茶園成樹大阪大学助教授、佐藤恵太中央大学助教授といった新進気鋭の学者とご一緒することができた。特許庁からは、小原道郎審査第一部長、山本雅史審議室長、入野泰一審議班長、伊吹英明法規班長が出席された。

この時ご一緒させて頂いた委員の方々のご縁は貴重な財産となっている。

1997年の審議会での争点は、類似意匠制度から関連意匠制度へ変更する中で、関連意匠の後出しを認めるか否かであった。

企業や弁理士の中には、関連意匠の後出しを求める声が多かった。最初の出願はアイデア段階であり、実際に工場のラインに乗せるデザインは、その後になること、また、本意匠の周りに後から関連意匠を登録して杭を打ち本意匠の権利範囲が狭くならないように確認しておきたいことが理由である。

しかしながら、「キャッチアップ型からフロントランナー型へ」という大きな動きもあり（「21世紀の知的財産権を考える懇談会」報告書（1997年））、いつまでも昔の意匠を追いかけるのではなく、新たな創作的価値のある意匠を出願すべきとの考え方が優先され、本意匠と関連意匠の出願は同日に限ると決まった。法案が1998年に国会に提出され、40年ぶりの改正意匠法が1999年に施行された。

関連意匠の後出しを認めるための説得力ある理由を見つけることができなかったことが悔やまれた。

### 4. 20年ぶりの意匠法大改正（2018年）

2018年には20年ぶりの意匠法大改正が検討されることになり、執行理事として担当することになった。

特許庁から意匠法改正の概要の説明をするので、ご意見を頂きたいとの申し入れがあった。

すでに、法改正の骨格は決まっているようであり、その中に、関連意匠制度の改正も盛り込まれていたが、その中身を聞いて、びっくり仰天した。

関連意匠の後出しは、基礎意匠の出願日から10年可能であり、おまけに、関連意匠の無限連鎖OK、基礎意匠は改正法施行前のものでもOKとあった。

根底には、「一貫したデザインコンセプトによるブランド構築を支援する」との政策があった。

「もし、あの時（1997年）」、ブランド構築という考え方が思い浮かべば、関連意匠の後出しが可能であったかもしれない。

商標法条約外交会議や海外調査、日本弁理士会意匠委員会での議論で視野が広がったと思っていたが、狭かった。

最近、「鼎談 デザイン創造時代へ向けての意匠法改正」（特許ニュース1998年4月17日）を読み直してみた。

その中で、小原道郎審査第一部長は、「一方で、たしかに自分が使っているものの保護の確認をしたいというケースはあると思うんです。しかし、この意味が大きくなるとこれは商標に近づいてくる話で、創作したことというよりもその使用に対する信用蓄積に意味がある。つまり、それを顔として自分は売っているのだから、そこを侵害するのはやめてください。そこを保護してくださいということになる。それはそれで意匠法の制度設計はある気がしますが、今回の改正は、そうではなくて、創作としての価値を重視し、それに保護を与えようということです。基本的にはむしろ特許などにも近いものとして考えてみましょうという話ではないかと思うんです。」とお話していた。

1997年当時にも、意匠の制度設計の選択肢の中にはブランド構築があったということになる。

## 5. 最後に

1998年には日本弁理士会中央知的財産研究所が設立され、その成果として、比較法的研究、立法論も含めたハイレベルな論文がネットで公開されている。また、実務や会務については、各機関、委員会、ワーキンググループの充実した答申書、報告書もネットで読むことができる。

あの時（1997年）に比べると、多くの情報を容易に得ることができ、選択肢の幅も広がっている。

これらの情報をフルに活用して、本年度のスローガン「それぞれの弁理士道を極めよう！尖（とが）れ、弁理士！／弁理士の多様な活躍に光を当てよう」のもと、会務を遂行したいと存じます。

北村修一郎会長をはじめとする執行部にお力添えをいただきたく、よろしくお願いたします。

以上